



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

資料5—1

音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等 に関する実態調査報告書、指針等について



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

調査趣旨

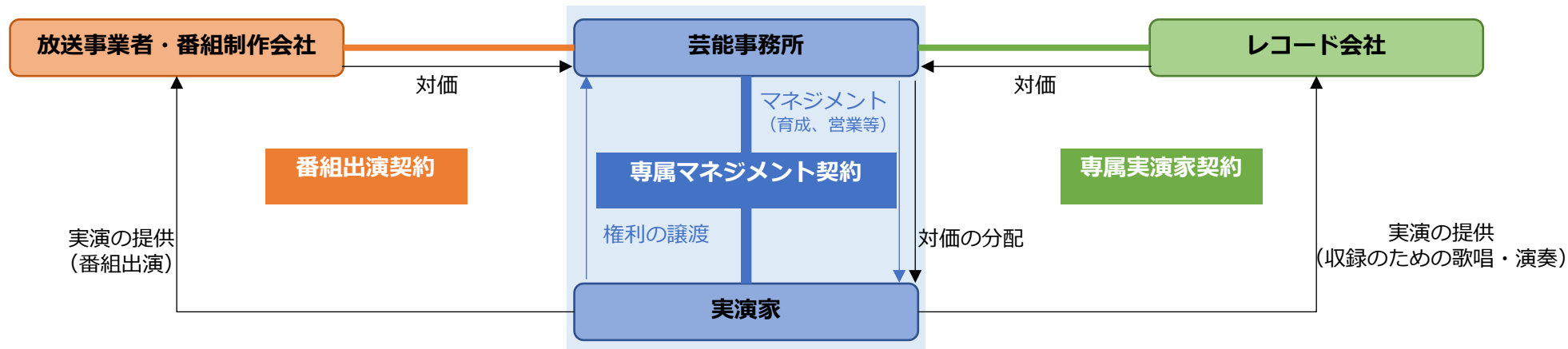
- アニメ・音楽・放送番組・映画・ゲーム・漫画といったコンテンツは、我が国の誇るべき財産であり、我が国のクリエイター個人の創造性が最大限発揮される環境を整備するため、**クリエイターへの適切な収益還元を阻害する取引関係等の是正に着手する必要**があるとの指摘がある。
- **コンテンツ産業活性化戦略**（令和6年6月21日閣議決定「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」において策定・明記）において、「コンテンツ産業については、個人の創造性に重点が移りつつあることに鑑み、公正取引委員会の協力の下、**優越的地位の濫用等を防止し、個人を守ることに力点を置いて、音楽・放送番組の分野の取引慣行等について実態調査を行**」うとされた。
- **クリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため**、音楽・放送番組等の実演家（アーティスト、俳優、タレント等）とその所属する芸能事務所との契約等について本調査を実施。

調査方法

- 芸能事務所へのアンケート調査（2,628名（回答率30.8%））
- ヒアリング調査（95名（実演家29名、芸能事務所37名、放送事業者・番組制作会社10名、レコード会社8名、事業者団体9名、有識者2名））
- 問題と思われる事実に関する情報を収集・把握するため、ホームページ上に情報提供フォームを設置（901名から情報提供）

調査の対象・結果

※ 本調査を踏まえて典型的な取引の一例を示しているが、実際の取引関係等は多様である。



- 調査の結果、①実演家と芸能事務所の取引、②放送事業者等と芸能事務所・実演家の取引及び③レコード会社と芸能事務所・実演家の取引において、独占禁止法上・競争政策上の観点から問題となり得る行為が確認された（具体的な内容は次頁参照。）。

公正取引委員会の対応

- 独占禁止法上問題となる行為の未然防止の観点から、関係事業者に対して、本報告書の内容を周知。
- 芸能事務所の主要な事業者団体に対して会員等への本報告書の内容の周知を要請、特に「共同または事業者団体による移籍制限」について注意喚起。
- 関係省庁と連携しつつ、関係事業者による取組の進捗を注視するとともに、独占禁止法に違反する行為がある場合には厳正・的確に対処。
- 本報告書の内容を基に、独占禁止法及び競争政策上の具体的な考え方を示す指針を策定、公表する予定。
- 映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査を令和7年1月に開始。（令和7年1月29日には、ホームページ上に情報提供フォームを設置。）

		独占禁止法・競争政策上問題となり得る行為	違反となり得る類型
実演家と芸能事務所の取引	専属義務の期間	◆ 過度な期間にわたる専属義務 ◆ 期間延長請求権	優越的地位の濫用、排他条件付取引又は拘束条件付取引、欺瞞（ぎまん）的顧客誘引
	競業避止義務等	◆ 競業避止義務等	優越的地位の濫用、排他条件付取引又は拘束条件付取引、欺瞞（ぎまん）的顧客誘引
	移籍・独立に係る妨害行為	◆ 金銭的給付の要求	優越的地位の濫用、排他条件付取引又は拘束条件付取引、取引妨害、欺瞞（ぎまん）的顧客誘引
		◆ 移籍・独立を希望する実演家に対する妨害	優越的地位の濫用、取引妨害
		◆ 移籍・独立した実演家に対する妨害	取引妨害
		◆ 共同又は事業者団体による移籍制限	不当な取引制限、共同の取引拒絶
	実演家の権利に対する行為	◆ 成果物に係る各種権利等の利用許諾	取引拒絶
		◆ 芸名・グループ名の使用制限	取引拒絶、取引妨害、欺瞞（ぎまん）的顧客誘引
	実演家の待遇に関する行為	◆ 報酬に関する一方的決定 ◆ 業務等の強制	優越的地位の濫用
	契約の透明性を妨げる行為	◆ 契約を書面により行わないこと・契約内容を十分に説明しないこと	優越的地位の濫用を誘発する行為、欺瞞（ぎまん）的顧客誘引
		◆ 取引内容を明示しないこと ◆ 明細等を明示しないこと	優越的地位の濫用を誘発する行為
放送事業者等と芸能事務所・実演家の取引	取引条件	◆ 契約を書面により行わないこと・契約内容を十分に説明しないこと	優越的地位の濫用を誘発する行為
		◆ 交渉に応じないこと	優越的地位の濫用
レコード会社と芸能事務所・実演家の取引	契約終了後の活動制限	◆ 実演禁止条項 ◆ 再録禁止条項	優越的地位の濫用、排他条件付取引又は拘束条件付取引

※ 問題となり得るとして列挙したこれらの行為が実際に独占禁止法上問題となるかどうかは、個別事例ごとの具体的態様に照らして判断されることとなる。

- コンテンツ産業活性化戦略も踏まえ、音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査報告書（以下「報告書」という。）の内容を基に、**実演家と芸能事務所との間の取引等を適正化する観点から、独占禁止法及び競争政策上の具体的な考え方を示す指針**（以下「指針」という。）を策定、公表する予定。
- 指針においては、報告書において挙げられた項目（本資料 3 頁参照。例えば「専属義務の期間」、「競業避止義務等」、「移籍・独立に係る妨害行為」等）ごとに、それぞれについて、事業者（芸能事務所等）がとるべき行動や、独占禁止法上問題となる行動等を分かりやすく示すことも含め、現在検討中。

- コンテンツ産業活性化戦略において「映画・アニメ等のクリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、音楽・放送番組の分野の実態調査に続けて、年明けから、映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査を行う」こととされていることも踏まえ、**公正取引委員会は、令和7年1月から、映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査を開始。**
- 映画・アニメの制作現場においては、多重下請構造も多く、制作現場には十分収益が還元されていない旨の指摘があり、クリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備することは喫緊の課題と認識。
- 調査の一環として、**公正取引委員会のホームページ上に専用の情報提供フォームを設置。**例えば、契約書や発注書面がない、発注者から一方的に著しく低い対価を押しつけられた、理由もないのに発注を取り消された、報酬なく無理なリテイク（やり直し）を依頼された、無理なスケジュールを押し付けられた、などの問題について、映画・アニメの制作現場で働く方々からの情報を現在募集中。

※ 情報提供フォームのリンク先 →

